

令和2年3月17日

保護者のみなさまへ

認定こども園あおい宙川西
あおい宙くしろ

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による自宅等保育の協力日の届出について

川西市では、3月3日から市立小中学校などは休業とされていますが、当園については3月2日より可能であれば自宅等での保育の協力をお願いしています。この間の、協力日の把握について市から通達があったため、下記により施設への届出をお願いします。

記

- 1 届出の対象者
当園に在籍するお子様のうち、市からの協力要請を受けて、自宅等での保育に協力していただいたご家庭。届出が必要です。
- 2 届出の対象期間
3月2日～31日（市では、3月3日からですが本園では2日から自宅保育の協力をお願いしているので、2日より期間に含めます）
※ 4月以降の取扱いは、今後の状況を踏まえ市が決定されます。
- 3 届出方法
該当する人に「自宅等での保育協力日届出書」をお渡ししますので、必要事項を記入のうえ、4月1日までに園へ提出してください。
- 4 保育料の軽減について（川西市の子どもが対象）
0～2歳児クラスで協力日が6日以上の子どものみに限り、3月分保育料を日割り計算により減額します。保育料は通常の料金で一旦徴収していますので、軽減額は後日園から返金します。
- 5 給食費の軽減について
3～5歳児クラスで協力日が6日以上の子どものみに限り、給食費のうち副食費部分（月額（月曜日から金曜日）4500円）を日割り計算により減額します。
通常の料金で一旦徴収し、協力日の確定後に軽減額は園から返金（主食費については1ヵ月間1度も給食利用がなかった場合のみ返金）
- 6 延長保育料・預かり保育料の軽減について（川西市の子どもが対象）
0～5歳児クラスで協力日が6日以上の子どものみに限り、3月分延長保育料（月額）を日割り計算により減額します。延長保育料は通常の料金で一旦徴収し、軽減額は後日園から返金します。
1号認定の預かり保育料は1ヵ月利用がなかった場合のみ返金
- 7 レンタル布団料
1ヵ月利用がなかった場合のみ返金
- 8 出席日について
1号・2号認定児童は、協力日を出席停止日に算入します。

「自宅等での保育協力日届出書」提出後、日数を確認、手続きができ次第、返金となる予定です。返金額や方法は後日改めてお知らせいたします。

* 今回の返金対象は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力くださった方へのものです。対象期間内であっても欠席理由が疾病の場合は含みませんので、ご注意ください。